

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月7日（令和元年（行個）諮問第1号）

答申日：令和3年11月11日（令和3年度（行個）答申第95号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署の平成30年特定日付け不支給決定（一般診療・薬剤）に関する調査復命書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年10月29日付け沖労発基1029第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書等によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分について、先方の供述・報告内容が事実でないと思料するため、更なる開示を求め、審査請求を行う。（略）現在、沖縄労働者災害補償保険審査官（以下「沖縄労災審査官」という。）に審査請求中であり、労働保険審査に誠実かつ真摯な答弁を行うため、審査請求を行う。

ア 監督官庁への捏造報告の発覚及び虚偽答弁の公算が非常に大きい事態について

（略）沖縄労働局のあっせんに対して、先方の意見書が提示された。その意見書から事実をねじ曲げた捏造報告が露見・発覚した。また、労災申請に係る特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）による聴取に対しても、先方が虚偽答弁しているのは確実であるため、更なる情報開示を求める。（略）

イ 特定事業場とのあっせんの件について

沖縄労働局紛争調整委員会によって、特定事業場と個別紛争調整（あっせん）が行われた。（略）あっせんの際、先方に審査請求人に関する関係書類・資料の情報開示を請求したのに対し、先方の意見書が提出された。その内容は、「監督署に当社が提出した資料は、貴殿より監督署に情報開示（請求）されることで取得可能です。①使用者申立書、②会社概要、③組織図（会社・委託事業）、④就業規則・時間外及び休日労働に関する協定書、⑤事業労働者名簿、⑥申立者履歴書、⑦健康診断書受診状況、⑧会社保険被保険者資格取得届関係、⑨タイムシート、⑩賃金台帳、⑪作業マニュアル、⑫事業委託契約書、⑬事業報告書、⑭業務報告書、⑮特定大学ハラスメントセンター対応書類」というものであった。また、あっせん終了後、沖縄労働局特定職員に相談したところ、「意見書から、情報開示は可能である」旨の見解であった。このため、先方が特定監督署へ提出した資料の情報開示を求める。

ウ 特定法人特定委員会への申立の件について

（略）監督署への証言を元同僚へ依頼し、当初は承諾を得ていたが、後日再度依頼した際に元同僚は承諾を撤回した。先方側により証言者の口止め・口封じの申立妨害行為や事実をねじ曲げた虚偽答弁・捏造報告している公算が大きいとため、更なる情報開示を求める。（略）

エ 法律分野について（略）

オ 医療分野について

審査請求人の特定疾病についての情報開示を求める。医師の診断には、医療過誤による誤診の可能性はある。（以下略）

（2）意見書1

ア 原処分の内容から、先方の供述・報告等が事実ではない虚偽答弁・捏造報告であることが露呈・発覚した。さらに、処分庁から開示を受けた沖縄労災審査官の「意見書（特定番号）」の内容からも、先方の供述・報告等が事実ではない虚偽答弁・捏造報告であることが露呈・発覚し、明確・顕著となった。

沖縄労災審査官の立会で実施された「口頭意見陳述」では、事前に提出した質問に対して特定監督署から何一つとして透明性・妥当性のある見解・根拠は提示されず、素人理論と専横行為に収斂された。

（略）実事求是する為の情報が全て隠蔽されているため、審査請求（更なる開示依頼）を行う。

イ 現在、労働保険審査会への申請を準備しており、誠実かつ真摯な答弁にて忠実な供述を行うため、今般の審査請求を行う。（略）

ウ エビデンス・ベースドの根拠。（略）加害者らによる監督省庁への虚偽報告は「幾多の違法行為を隠蔽するため糊塗を繰り返す」行為で

ある。加害者らは監督官庁をたやすく虚偽欺瞞で欺くため、糾問・糾明による吟味が必要不可欠である。可能な限り不開示部分の更なる開示を求める。(以下略)

提出資料(略)

(3) 意見書2

全部開示の依頼(審査請求人の既知情報の開示請求)

ア 沖縄労働局及び特定監督署並びに労働保険審査会が保有する本件対象保有個人情報、労働保険審査会による「事件プリント」により、審査請求人に対して既に全部開示済みである。(略)

イ 沖縄労働局及び特定監督署が保有する本件対象保有個人情報は、沖縄労災審査官による「決定書」及び別件の保有個人情報の開示により、審査請求人に対して既におおむね全部開示済みである。(略)

ウ 沖縄労働局及び特定監督署が保有する本件対象保有個人情報は、処分庁による別件の保有個人情報の開示により、審査請求人に対して既におおむね全部開示済みである。(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである(補充理由説明書による追加訂正は、下記3(2)イ(イ)並びにウ(ア)及び(イ)の下線部分である。)

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年9月27日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年1月30日付け(同年2月1日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を開示し、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えられる。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書70の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について(別表の2欄に掲げる部分)

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1①, 2①, 3①, 4①, 5②, 6, 7①, 10, 20, 22②, 24, 26②, 29②, 33①, 34②, 36①, 38①, 39, 43, 52①, 53①, 54①, 55①, 56①, 57①,

58①, 61①, 62①, 63①, 64①, 65①, 66②, 69①及び70①は、審査請求人以外の住所、氏名等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書3②, 4②, 5①, 26①, 52②, 53②, 54②, 55②, 56②, 57②, 58②, 59, 61②, 62②, 63②, 64②, 65②, 67②及び70②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。聴取内容等が開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

(ア) 文書1②, 2②, 7②, 33②, 34①, 38②, 46①, 47①, 66①, 67①及び69②は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであることから、これが開示された場合、偽造により悪用されるなど、特定事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書22①, 23, 25, 26③, 27, 28, 29①, 30, 36②, 41, 42, 45, 46②, 47②, 48及び50は、特定事業場等の業務内容に関する情報等であり、一般に公にされていない内部情報である。これが開示された場合、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から当該事業場等が不当な干渉を受けることが懸念され、特定事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書3①及び②, 4②, 5①及び②, 26①, 52②, 53②, 54②, 55②, 56②, 57②, 58②, 59, 61②, 62②, 63②, 64②, 65②, 67②並びに70②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が

把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書22①, 23, 25, 26③, 27, 28, 29①, 30, 36②, 41, 42, 45, 46②, 47②, 48及び50は、特定事業場等の業務内容に関する情報等であり、一般に公にされていない内部情報である。当該部分は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該特定事業場等に理解と協力を求めた上で得られた情報である。これを開示した場合、当該事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分）については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和元年5月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月24日 | 審議 |
| ④ | 同年6月12日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同月14日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑥ | 令和3年5月20日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同月27日 | 審議 |
| ⑧ | 同年9月21日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑨ | 同年10月18日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑩ | 同年11月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、

法14条2号, 3号イ及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ, 審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して, 諮問庁は, 諮問に当たり, 原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが, その余の部分については, 法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして, 不開示とすることが妥当としていることから, 以下, 本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1, 通番3, 通番12, 通番14, 通番17, 通番19, 通番22, 通番27, 通番33, 通番37, 通番40, 通番74及び通番77

当該部分は, 療養補償給付たる療養の費用請求書及び診断書に記載された審査請求人の主治医の署名及び印影, 審査請求人提出資料, 特定大学特定課座席図, 特定事業場の労働者名簿及び組織図並びに審査請求人のタイムシートに記載された特定事業場及び特定大学の職員(審査請求人を除く。)の職氏名及び配置先並びに特定団体からの回答書に記載されたその代表者の職氏名である。

当該部分は, 法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち療養補償給付たる療養の費用請求書に押印された主治医の印影については, 審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても, 印影まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが, 当該費用請求書は審査請求人が特定監督署に提出したものと認められることから, 審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は, 主治医の署名を含め, 原処分において開示されている情報と同じであるか, 又は推認できる内容であり, 審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため, 当該部分は, 法14条2号ただし書イに該当する。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当せず, 開示すべきである。

イ 通番2, 通番4, 通番13, 通番31, 通番36, 通番44(2)及び通番78

当該部分は, 療養補償給付たる療養の費用請求書, 特定事業場の使用者申立書, 特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定兼同協定届及び1年単位の変形労働時間制に関する協定兼同協定届(以下,

併せて「36協定等」という。)並びに特定事業に係る特定県と特定事業場等の委託契約書に記載された特定事業場代表者の印影である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5, 通番6(1), 通番8(1), 通番9(1), 通番10, 通番21, 通番49, 通番57, 通番76及び通番80(2)

当該部分は、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」(以下「調査復命書1」という。), 精神障害専門部会合議実施報告書(以下「専門部会報告書」という。), 「医学的意見の要否等に係る調査復命書」(以下「調査復命書2」という。), 聴取書並びに主治医の診断書, 意見書及び診療録に記載された特定事業場の審査請求人以外の職員の職氏名(被聴取者を示す記号を含む。), 特定監督署担当官が特定事業場及び特定大学の審査請求人以外の職員に対して行った調査結果, 被聴取者の申述内容, 主治医の意見並びに審査請求人と主治医との間で行われたやり取りである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番6(2), 通番8(2), 通番9(2)及び通番80(1)

当該部分は、調査復命書1, 調査復命書2, 専門部会報告書及び主治医の診療録に記載された審査請求人の申述内容及び服薬状況並びに審査請求人の特定の出来事について特定監督署担当官が評価を行った項目名である。当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番16, 通番20, 通番26及び通番28

当該部分のうち、通番20は特定大学から提出された関係資料一覧の記載の一部、通番28は特定大学の部内の面談記録の一部であり、その余の部分は特定大学特定課の座席図の一部である。特定大学は、国立大学法人であり、法14条3号に規定する法人等に該当しない。

当該部分のうち通番20及び通番28は原処分において開示されている情報と同様の内容であり、その余の部分は審査請求人の派遣先部署の座席配置図であることから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番18及び通番25

当該部分は、特定事業に関する特定大学と特定県との申合せの一部である。特定大学及び特定県は、それぞれ国立大学法人及び地方公共団体であり、法14条3号に規定する法人等に該当しない。

当該部分は、原処分が開示されている審査請求人提出資料の内容を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、また、上記ウと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番23

当該部分は、特定事業場から提出された審査請求人に係る診療情報提供書である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同じ内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ク 通番29

当該部分は、特定監督署から特定大学に対する依頼文書及び特定事業場から特定監督署に対する資料送付状の記載の一部である。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認めら

れない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

ケ 通番 3 4

当該部分は、特定事業場における特定事業の実施体制図である。

当該部分は、下記シに掲げる通番 4 1 の従事者用マニュアルに含まれる情報と同じ内容であるか、又は原処分において開示されている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記キと同様の理由により、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

コ 通番 3 5

当該部分は、3 6 協定等に記載された労働者の過半を代表する者の職氏名及び印影である。3 6 協定等については、労働基準法 1 0 6 条 1 項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、当該事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

サ 通番 3 8 及び通番 3 9

当該部分のうち通番 3 8 は、特定事業場内のメール文であるが、審査請求人の健康診断受診状況に係る事務的な内容であり、その余の部分は、審査請求人に係る社会保険被保険者資格取得届関係の文書に記載された特定事業場の事業所番号である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記キと同様の理由により、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番 4 1 及び通番 4 6

当該部分は、特定事業場が特定県から受託した特定事業の従事者用マニュアル及び内規集並びに特定事業場の事業定期報告書のうち審査請求人が携わっていた特定事業に係る部分である。当該部分は、特定事業場の職員として同事業に従事していた審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記キと同様の理由により、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ス 通番４２，通番４４（１）及び通番７５

当該部分は，特定事業に係る特定県と特定事業場等との委託契約書に押印された特定県の知事の印影並びに主治医の意見書に記載された当該医師の署名及び印影である。

特定県は地方公共団体であり，主治医の署名及び印影は個人の署名及び印影であることから，当該部分は，法１４条３号に規定する法人等に関する情報に該当しない。

したがって，当該部分は，法１４条３号イに該当せず，開示すべきである。

セ 通番４３及び通番４５

当該部分は，特定事業に係る特定県と特定事業場との委託契約書及び業務委託仕様書の一部である。

当該部分のうち委託契約書は，地方公共団体との公的な契約であり，原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか，又は当該県の業務委託に関する一般的，標準的な内容が記載されているにすぎないと認められる。その余の部分は，業務委託仕様書であり，入札公告等に際して公表されるものと認められる。このため，当該部分は，審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって，当該部分は，上記キと同様の理由により，法１４条３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の３欄を除く部分）について

ア 法１４条２号該当性

(ア) 通番１，通番１１，通番１５，通番１９，通番２７，通番２９，通番３２，通番３３，通番３７，通番４０，通番４８，通番５０，通番５２①ア，通番５４①ア，通番５６，通番５８，通番６０，通番６３，通番６５，通番６７，通番６９及び通番７１

当該部分は，特定事業場及び特定大学の申立書，資料目次，資料送付状，労働者名簿，特定大学特定課の座席図，聴取依頼状，特定事業場の組織図，審査請求人のタイムシート並びに関係者の聴取書及び調査書に記載された特定事業場及び特定大学の審査請求人以外の職員の職氏名，所属，署名，印影，指印，生年月日，年齢，電話番号，スタッフコード等である。

当該部分は，法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち通番４０のタイムシートに記載された個人の署名及び印影については，審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても，その署名及び印影まで知り得るとは認められない。そのほか，

当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、職務の遂行に係る情報であるとも認められないことから、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番7及び通番79

当該部分は、専門部会報告書及び審査請求人の診療録に押印された地方労災医員及び診療担当医師の印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その印影まで開示する慣行があるとは認められない。診療担当医師の印影についても、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番52①イ及び通番54①イ

当該部分は、聴取書に添付された名刺及び健康保険被保険者証に記載された審査請求人以外の関係者の職氏名、生年月日、性別、勤務先住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、資格取得年月日等である。

当該部分について、諮問庁は、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとした上で、法14条2号により不開示とすることが妥当である旨説明するが、当該部分は、名刺及び健康保険被保険者証の各写しが各個人一枚ずつ表示されており、それぞれが審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、審査請求人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報

に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

(ア) 通番5①ア及び通番10②ア

当該部分は、調査復命書1及び調査復命書2の「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」図に記載された審査請求人以外の特定事業場及び特定大学の職員の職氏名等である。当該部分には、特定監督署が聴取を実施した者を表す記号が分かち難く記載されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5①イ及び通番10②イ

当該部分は、調査復命書1及び調査復命書2に記載された審査請求人以外の特定大学の職員の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、職務の遂行に係る情報であるとも認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番6、通番8、通番9及び通番76

当該部分は、調査復命書1、調査復命書2及び専門部会報告書に引用された特定事業場及び特定大学の審査請求人以外の職員からの聴取内容及び主治医の意見並びに主治医の意見書のうちそれらに対応する部分である。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法1

4条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番49②ア、通番57②ア及び通番59②ア

当該部分は、審査請求人以外の関係者の聴取書に記載された聴取場所である。当該部分は、上記ア（ア）において不開示とすることが妥当と判断された通番48、通番56及び通番58の特定の個人の職氏名等と一体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、また、職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。また、当該部分は、これを開示すると、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、法15条2項による部分開示をすることができない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番49②イ、通番51、通番53、通番55、通番57②イ、通番59②イ、通番61、通番62、通番64、通番66、通番68、通番70及び通番72

当該部分は、聴取書及び調査書に記載された特定監督署の担当官が審査請求人以外の関係者から聴取した内容である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通番80

当該部分は、審査請求人の診療録の一部である。当該部分は、医師としての審査請求人の状態についての所見の記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、それを知った特定医療機関の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番30, 通番42, 通番44及び通番73は, 資料送付状及び契約書に押印された複数の特定の事業場の印影並びに受診歴回答書に押印された特定団体の印影である。なお, 当該部分のうち特定事業場の印影は, 原処分において開示されているものと同じものとは認められないことから, 審査請求人が知り得るものとは認められない。

これらの印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり, かつ, これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため, 当該部分は, これを開示すると, これらの事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条3号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番18, 通番20, 通番25, 通番26, 通番28, 通番46及び通番47

当該部分は, 特定大学及び特定事業場の提出資料の一部であり, 特定事業に関する特定大学と特定県の申合せ, 特定大学から提出された関係資料一覧, 特定大学の座席配置図, 特定大学内部での面談記録, 特定事業場が受託した特定事業に係る定期報告及び特定事業場と特定大学とのやり取りの一部である。当該部分は, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため, 当該部分は, これを開示すると, 特定事業場及び特定大学だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなど, 正確な事実関係を把握することが困難となり, 労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番24, 通番43及び通番45

当該部分は, 特定事業に関して特定事業場が特定県に提出した提案説明書及び特定事業に係る特定県と特定事業場との委託契約書のうち特定事業の受託金額の記載である。当該部分は, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 上記ウと同様の理由により, 法14条3号イに該当し, 同条7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが, いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

4 その他

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、沖縄労災審査官に対し労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に沖縄労災審査官による決定がなされ、審査請求人に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられたいわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。

本件開示請求に係る原処分時においては、上記の決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報について不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる通番52①イ及び通番54①イ（以下「非該当部分」という。）は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示とすることは結論において妥当であり、また、別表に掲げる部分のうち非該当部分及び別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとし ている部分等			3 2欄のうち開示す べき部分
		該当箇所	法14条 各号該当 性等	通番	
1	療養補償 給付たる 療養の費 用支給決 定決議書 1	① 3頁医師署名及び印影, 6頁事業場担当者所属部署及び職氏名	2号	1	3頁医師署名及び印影
		② 3頁及び5頁の事業主印影	3号イ	2	全て
2	療養(補 償)給付 たる療養 の費用支 給決定決 議書2	① 3頁医師署名及び印影	2号	3	全て
		② 3頁及び4頁の事業主印影	3号イ	4	全て
3	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書	①ア 15頁「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄不開示部分(代表者及び審査請求人を除く。)	2号, 7号柱書き	5	15頁右側の図上から2番目の不開示部分(枠外左右の記載を含む。)
		①イ 16頁不開示部分 ② 1頁ないし13頁「資料No.」欄を除く不開示部分	2号, 7号柱書き	6	(1) 1頁全て, 2頁「総合判断」欄30行目48文字目ないし31行目, 46行目ないし47行目, 59行目7文字目ないし60行目, 3頁28行目19文字目ないし35文字目, 4頁「具体的出来事」欄35行目7文字目ないし最終文字, 5頁1段目23行目, 6頁3段目4行目ないし

					5行目8文字目, 19行目14文字目ないし26文字目 (2) 10頁「調査結果」欄5行目ないし31行目
4	精神障害 専門部会 合議実施 報告書	① 2頁ないし13頁労働医員印影	2号	7	—
		② 4頁ないし10頁不開示部分	2号, 7号柱書き	8	(1) 6頁13行目4文字目ないし最終文字, 8頁11行目1文字目ないし26文字目 (2) 9頁21行目15文字目ないし23行目
5	医学的意見の要否等に係る調査復命書	① 1頁ないし61頁「資料No.」欄を除く不開示部分	2号, 7号柱書き	9	(1) 1頁全て, 2頁3段目4行目ないし5行目8文字目, 8頁「具体的出来事」欄35行目7文字目ないし最終文字, 9頁1段目23行目, 2段目14行目27文字目ないし15行目20文字目, 21頁22行目7文字目ないし最終文字, 39行目, 40行目, 36頁「認定事実」欄2行目ないし3行目13文字目, 43頁「調査結果」欄5行目ないし9行目, 57頁「認定事実」欄不開示部分, 61頁項番4不開示部分 (2) 2頁3段目19行目14文字目ないし

					26文字目，3頁1段目11行目，10頁「調査結果」欄5行目ないし31行目，40頁「認定事実」欄不開示部分
		②ア 63頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄不開示部分（代表者及び審査請求人を除く。） ②イ 64頁不開示部分	2号，7号柱書き	10	63頁右側の図上から2番目の不開示部分（枠外左右の記載を含む。）
6	資料目次	2頁被聴取者の審査請求人との関係，所属事業場及び氏名不開示部分（16行目を除く。）	2号	11	—
7	療養補償給付たる療養の費用請求書1	① 1頁医師署名及び印影 ② 1頁及び2頁の事業主印影	2号 3号イ	12 13	全て 全て
10	審査請求人提出資料3	5頁及び6頁不開示部分	2号	14	全て
20	事業場提出資料1	1頁及び2頁の事業場担当者の所属部署及び職氏名	2号	15	—
22	事業場提出資料3	① 1頁ないし4頁座席図（審査請求人を除く。） ② 1頁ないし4頁職氏名（審査請求人を除く。）	3号イ，7号柱書き 2号	16 17	全て 全て
23	事業場提出資料4	不開示部分（各頁文書名，派遣先事業場名，学長名，事業場印影及び受付印を除く。）	3号イ，7号柱書き	18	1頁左側2行目ないし9行目並びに右側18行目，2頁左側3行目ないし12行目，3頁

					7行目，4頁左側3行目ないし11行目，5頁7行目
24	事業場提出資料5	3頁ないし5頁の審査請求人以外の「職名」，「氏名」及び「備考」欄	2号	19	全て（3頁左右の表各10行目以下，4頁左表9行目以下，右表9行目及び12行目以下並びに5頁左表12行目以下及び右表全てを除く。）
25	事業場提出資料6	1頁受付印を除く不開示部分，3頁「申立の内容」欄を除く不開示部分	3号イ，7号柱書き	20	1頁全て（「資料標題等」欄8行目，12行目，17行目，18行目，「備考」欄12行目，17行目，18行目，「提供の可否」欄7行目ないし18行目を除く。），3頁全て
26	事業場提出資料7	① 1頁医師意見	2号，7号柱書き	21	全て
		② 1頁医師署名	2号	22	全て
		③ 3頁不開示部分	3号イ，7号柱書き	23	全て
27	事業場提出資料8	1頁ないし36頁不開示部分（1頁受付印を除く。）	3号イ，7号柱書き	24	－
28	事業場提出資料9	1頁ないし5頁不開示部分（各頁文書名，派遣先事業場名，学長名，事業場印影及び受付印を除く。）	3号イ，7号柱書き	25	1頁左側2行目ないし9行目並びに右側18行目，2頁左側3行目ないし12行目，3頁7行目，4頁左側3行目ないし11行目，5頁7行目
29	事業場提出資料10	① 1頁及び3頁の座席図（審査請求人を除く。）	3号イ，7号柱書き	26	1頁

		② 1頁及び3頁の職氏名（審査請求人を除く。）	2号	27	1頁
30	事業場提出資料11	1頁ないし4頁不開示部分（受付印を除く。）	3号イ，7号柱書き	28	1頁及び3頁の右上資料番号，標題及び日時
33	事業場提出資料14	① 1頁及び4頁の事業場担当者所属部署，職氏名及び印影，1頁15行目ないし21行目	2号	29	1頁15行目，19行目ないし21行目
		② 4頁事業場印影	3号イ	30	—
34	事業場提出資料15	① 1頁，5頁及び8頁の事業場印影	3号イ	31	全て
		② 1頁担当者氏名，2頁不開示部分，7頁及び10頁の担当者の所属部署名及び職氏名	2号	32	—
36	事業場提出資料17	① 1頁各部署所属の従業員職氏名	2号	33	営業部を統括する者の職氏名，営業部の受託事業担当部門名及び1行目，2行目職氏名（担務を除く。），6行目氏名及び担務，管理部1行目の者の職氏名，3行目及び4行目の者の氏名及び担務
		② 2頁及び3頁不開示部分（受付印を除く。）	3号イ，7号柱書き	34	全て
38	事業場提出資料19	① 各頁従業員代表者職氏名及び印影	2号	35	全て
		② 各頁代表取締役社長印影	3号イ	36	全て
39	事業場提出資料20	不開示部分	2号	37	全て（スタッフコードを除く。）
41	事業場提	不開示部分	3号イ，	38	全て

	出資料 2 2		7号柱書 き		
4 2	事業場提出資料 2 3	不開示部分	3号イ, 7号柱書 き	3 9	全て
4 3	事業場提出資料 2 4	不開示部分	2号	4 0	全て（2頁ないし6頁及び8頁ないし17頁の「ご署名」欄の署名及び印影を除く。）
4 5	事業場提出資料 2 6	不開示部分（受付印を除く。）	3号イ, 7号柱書 き	4 1	全て
4 6	事業場提出資料 2 7	① 1頁, 6頁及び16頁の印影	3号イ	4 2	1頁及び6頁の公印
		② 2頁ないし15頁不開示部分	3号イ, 7号柱書 き	4 3	全て（2頁21行目23文字目ないし33文字目, 22行目13文字目ないし21文字目を除く。）
4 7	事業場提出資料 2 8	① 1頁, 6頁及び16頁の印影	3号イ	4 4	(1) 1頁, 6頁及び16頁の各公印 (2) 1頁, 6頁及び16頁の各下から三つ目の印影
		② 2頁ないし15頁不開示部分	3号イ, 7号柱書 き	4 5	全て（2頁20行目23文字目ないし33文字目, 21行目13文字目ないし21文字目を除く。）
4 8	事業場提出資料 2 9	1頁及び2頁不開示部分（文書名を除く。）	3号イ, 7号柱書 き	4 6	各頁各2行目1文字目ないし17文字目, 1頁の表左端の列1枠目, 2頁の表左端の列
5 0	事業場提出資料 3 1	1頁ないし5頁不開示部分	3号イ, 7号柱書 き	4 7	—
5 2	聴取書 2	① 1頁被聴取者の職氏	2号	4 8	—

		名及び生年月日数字部分，5頁19行目及び20行目の不開示部分			
		②ア 1頁5行目不開示部分 ②イ 1頁7行目ないし5頁18行目（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	49	1頁9行目ないし11行目
53	聴取書3	① 1頁被聴取者の職氏名及び生年月日数字部分，6頁22行目，8頁不開示部分	2号	50	—
		② 1頁8行目ないし6頁21行目（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	51	—
54	聴取書4	①ア 1頁被聴取者の職氏名及び生年月日数字部分，8頁18行目 ①イ 9頁不開示部分	2号	52	—
		② 1頁10行目ないし8頁17行目（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	53	—
55	聴取書5	①ア 1頁被聴取者の職氏名及び生年月日数字部分，7頁13行目 ①イ 10頁不開示部分	2号	54	—
		② 1頁7行目ないし7頁12行目（項目番号を除く。），9頁不開示部分	2号，7号柱書き	55	—
56	聴取書6	① 1頁被聴取者の職氏名及び生年月日数字部分，5頁18行目及び19行目不開示部分	2号	56	—
		②ア 1頁5行目13文字目ないし22文字目 ②イ 1頁7行目ないし	2号，7号柱書き	57	1頁9行目ないし11行目

		5頁17行目（項目番号を除く。）			
57	聴取書7	① 1頁被聴取者の職氏名及び生年月日数字部分，7頁11行目	2号	58	—
		②ア 1頁6行目12文字目ないし21文字目 ②イ 1頁8行目ないし7頁10行目（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	59	—
58	調査書1	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	60	—
		② 1頁調査内容	2号，7号柱書き	61	—
59	調査書2	1頁調査内容（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	62	—
61	調査書4	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	63	—
		② 1頁調査内容（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	64	—
62	調査書5	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	65	—
		② 1頁調査内容（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	66	—
63	調査書6	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	67	—
		② 1頁調査内容（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	68	—
64	調査書7	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	69	—
		② 1頁及び2頁調査内容（項目番号を除く。）	2号，7号柱書き	70	—
65	調査書8	① 1頁「相手方」欄不開示部分	2号	71	—
		② 1頁調査内容	2号，7号柱書き	72	—
66	受診歴の	① 1頁及び2頁印影	3号イ	73	—

	照会について（回答）	② 2頁職氏名	2号	74	全て
67	意見書の提出について	① 1頁医師印影	3号イ	75	全て
		② 2頁及び3頁医師意見	2号, 7号柱書き	76	2頁項番4不開示部分, 3頁不開示部分
69	療養補償給付たる療養の費用請求書2	① 1頁医師署名及び印影	2号	77	全て
		② 1頁及び2頁の事業主印影	3号イ	78	全て
70	診療録	① 11頁ないし16頁医師印影	2号	79	—
		② 11頁ないし16頁医師意見	2号, 7号柱書き	80	(1) 11頁17行目ないし22行目, 25行目ないし27行目, 12頁2行目ないし4行目, 8行目, 12行目ないし15行目, 17行目ないし20行目, 25行目ないし13頁1行目, 10行目ないし13行目, 14頁2行目, 4行目ないし6行目, 10行目, 16行目ないし21行目, 24行目, 26行目, 27行目ないし15頁1行目, 7行目, 8行目, 16頁2行目 (2) 13頁16行目ないし20行目, 24行目ないし26行目, 28行目, 15頁9行目ないし28行目, 16頁23行目ないし26行目

(注1) 以下の文書は、原処分における不開示部分を含まないことから、記載を省略した。

文書8、文書9及び文書11ないし文書19（審査請求人提出資料1、2及び4ないし12）、文書21、文書35、文書40及び文書44（事業場提出資料2、16、21及び25）、文書51（聴取書1）、文書60（調査書3）、文書68（承諾書）

(注2) 以下の文書は、原処分における不開示部分の全てを諮問庁が開示していることから、記載を省略した。

文書31、文書32、文書37及び文書49（事業場提出資料12、13、18及び30）